

< 消費者基本計画の見直し案 >

委員 山 口 広

1 . 施策番号 3 番

「平成 22 年度には緊急の対応が必要となる局面は発生しなかった」とあるが、未公開株等による高齢者の投資被害の多発、放射性物質の検出された食品の摂食の問題、ユッケ等生肉による食中毒は「平成 22 年度」か否かはともかく「緊急の対応が必要となる局面」と評価し、これらを意識した対処が講じられる道筋をつくるべきである。

2 . 施策番号 5 番

未公開株等消費者被害についての注意喚起が迅速になされたとも、また効果的になされたとも評価できないのではないかと。より迅速かつ効果的な情報提供のあり方が検討され、実施されるべきである。

3 . 施策番号 6 番

注意喚起の情報は P I O - N E T のみでなく、相談の現場からの情報も重要である。そのことを明記するべきではないか。

4 . 施策番号 39 番

エステティックの消費者被害は医師法と特商法役務提供サービスのすき間的な問題であり、法制度や省庁間の調整も検討されるべきではないか。

5 . 施策番号 41 番

不招請勧誘の禁止や訪問販売おことわりシールのある住居への訪問販売禁止等消費者の生活の平穏を守る特商法の法規制のあり方を検討するべきではないか。

6 . 施策番号 42 番

消費者契約法の実体法の改正討議を、民法改正の論議とは別に更につめて、法改正を実現すべきではないか。民法改正の動向に配慮しすぎて、消費者保護がおろそかになることはあってはならないことである。

7 . 施策番号 43 番

特商法の適用除外分野での消費者被害が目立っている。少なくとも次の各項目については、工程表を明示して法改正や運用の見直しをするべきではないか。

ア．投資用マンション勧誘被害

イ．インターネットによる被害（アダルトサイト、情報商材等）やクレジットカード現金化の問題。特に決済代行業者の介在による被害の拡大の解決の困難性

ウ．電気通信役務利用放送事業者がその役務利用放送サービスを提供する契約は適用

除外になっているためトラブルの実態さえ明らかでない。
エ．海外留学あっせんのトラブル

8．施策番号44番

ウェブサイトの口座の凍結通知件数は被害実態に比べて明らかに少ないと思われる。口座凍結の要件を再検討して、より迅速かつ効果的な口座凍結をするべきではないか。

9．施策番号45番

7項イと同様の問題がある。

10．施策番号48番

ファンド等の登録業者による被害が拡大している実情をふまえ、担当者や取締役等の責任追及が可能になる情報開示の制度の改善を検討するべきではないか。

11．施策番号49番

口座凍結は振り込め詐欺やヤミ金では効果的に運用されているが、未公開株や社債等の売買の形をとった詐欺事犯では、なお運用は不十分である。各方面の理解と協力を求めるとともに、通知や凍結の要件の再検討が必要ではないか。

12．施策番号52番

IP電話やリース電話、バーチャルオフィス、名ばかり代表取締役、氏名冒用が横行する会社の役員登記等犯罪のツールとなっている制度について、犯罪ツールになりにくいものに改めるべきではないか。

13．施策番号55、56、104番

住宅リフォームの被害防止のためには運用の改善はもとより、制度のあり方も検討するべきではないか。

14．施策番号57番

この問題のためまさに具体的な大量被害が発生した。工事代金前払いの規制や完成保証制度の保険の運用の見直しを早急になすべきではないか。

15．施策番号59番

アダルトサイトや情報商材（競馬・パチンコ必勝法）などについて、7、イ、に述べたとおりであり、消費者への注意喚起で何とかなるような事態ではない。より抜本的対策を講じるべきではないか。

16．施策番号60番

12項に述べたような、対処可能なことを迅速に実施すること、行政処分や刑事司法の摘発の実をあげることで、対処するべきではないか。

17．施策番号64番

11項に述べたとおり。

18．施策番号80、103番

景表法違反事犯についてより迅速効果的な摘発のため、地方自治体や公正取引委員会との役割分担や連携のあり方など、制度の見直しを検討するべきではないか。

19．施策番号84番

利用者になお分かりにくい広告表示の改善を急ぐべきではないか。

20．施策番号109、123、129番

決して効率的、効果的な相談体制ができているとは言い難い。より具体的にどうするか、消費者委員会や消費者団体の役割を含め総合的に見直すべきではないか。

21．施策番号127番

実際には全く何もしられていないのではないか。

22．施策番号134番

消費者庁所管となった特商法、景表法、JAS法等の、消費者庁と各省の地方支分部局・都道府県の役割分担規程の整合性がとれていない。庁所管法についてのこれらの各機関の連携や分担規程の整備をするべきではないか。

23．施策番号135番

消費者庁に異動した公務員各々への、消費者相談の現場の実情等に理解を求める研修が必要ではないか。

24．施策番号155、158、162、163番

プロバイダー責任制限法の見直しが必要である。発信者の匿名性の保護が、メールを詐欺のツールとして多用することを促進している現実に対して何らかの対応が必要ではないか。

なお、この外、消費者委員会として建議や提言を出した事項もある。